

投資家の皆様へ

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ） エス・エイ

ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託シュローダー・セレクション 一部サブ・ファンドの受益証券における分配方針変更のお知らせ

「シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド」、「シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション」、「シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ」、「シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド」（以下、対象のサブ・ファンド）の受益証券について、分配方針の変更を決定いたしました。

2023年6月より適用となる、対象のサブ・ファンドの受益証券における分配方針変更に基づく分配金の変更時期及び変更点は下記の通りです。尚、分配頻度には変更はありません。

今後もシュローダー・セレクションをご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

変更時期： 2023年6月15日支払いの分配金より適用。

変更内容： 対象のサブ・ファンドの分配方針変更に基づき分配金を下記の通り変更。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

| 受益証券 | 分配金（2023年5月） 1口当たり（税引前） | 分配金（2023年6月） 1口当たり（税引前） |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| クラスA 毎月分配型 （米ドル）受益証券 | 0.07 米ドル | 0.007747 米ドル※ |
| クラスA 毎月分配型 （豪ドル）受益証券 | 0.08 豪ドル | 0.004080 豪ドル※ |
| クラスA 毎月分配型 （ユーロ）受益証券 | 0.07 ユーロ | 0.005388 ユーロ※ |
| クラスA 毎月分配型 （円 ヘッジなし）受益証券 | 7 円 | 1.562373 円※ |

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

| 受益証券 | 分配金（2023年5月） 1口当たり（税引前） | 分配金（2023年6月） 1口当たり（税引前） |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| クラスA 毎月分配型 （ユーロ）受益証券 | 0.03 ユーロ | 0.004070 ユーロ※ |
| クラスA 毎月分配型 （円 ヘッジなし）受益証券 | 3 円 | 0.409389 円※ |

シュロダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

| 受益証券 | 分配金 (2023年5月) 1口当たり (税引前) | 分配金 (2023年6月) 1口当たり (税引前) |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| クラス A 毎月分配型 (米ドル) 受益証券 | 0.025 米ドル | 0.026211 米ドル※ |
| クラス A 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし) 受益証券 | 0.025 豪ドル | 0.058090 豪ドル※ |
| クラス A 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし) 受益証券 | 0.025 ユーロ | 0.053285 ユーロ※ |
| クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし) 受益証券 | 2.5 円 | 2.868297 円※ |

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

| 受益証券 | 分配金 (2023年5月) 1口当たり (税引前) | 分配金 (2023年6月) 1口当たり (税引前) |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| クラス A 毎月分配型 (米ドル) 受益証券 | 0.04 米ドル | 0.004393 米ドル※ |
| クラス A 毎月分配型 (円 ヘッジなし) 受益証券 | 4 円 | 0.601006 円※ |

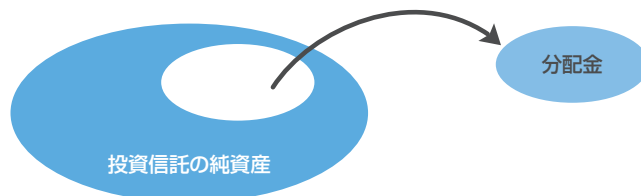
※上記は今後の分配金額を保証するものではありません。

※運用状況によっては、分配方針、分配金額が変わる場合や分配金が支払われない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

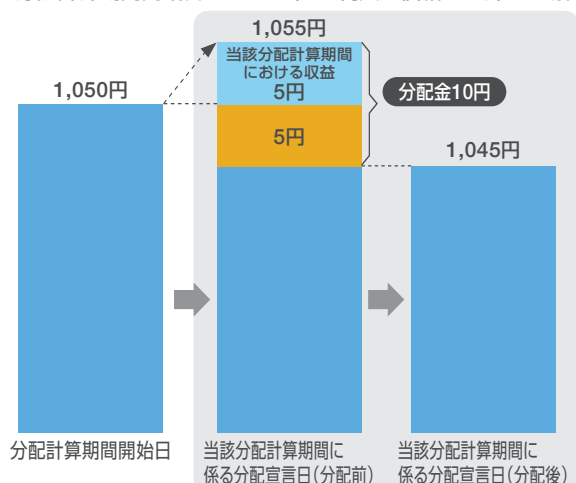
▶ 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」といいます。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」といいます。)から次回の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」といいます。)に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではありません。

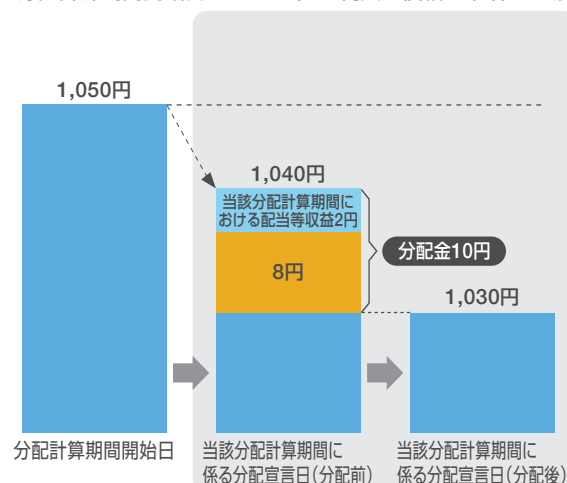
分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)

▶ 分配計算期間開始日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



(注) 当該分配計算期間に生じた収益以外から5円を取り崩します。

▶ 分配計算期間開始日から1口当たり純資産価格が下落した場合

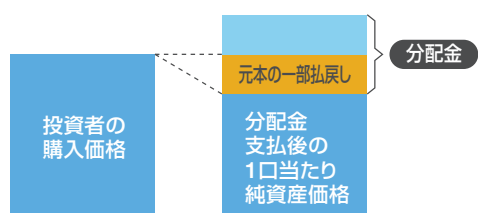


(注) 当該分配計算期間に生じた収益以外から8円を取り崩します。

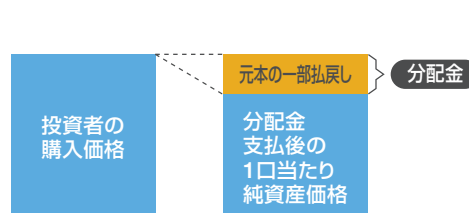
※ 分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご参照ください。
 ※ 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となります。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

▶ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



▶ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

主な投資リスクおよびその他の留意点

サブ・ファンドは、主にマスター・ファンドの受益証券への投資を通じて、債券、株式等を実質的な投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落等の影響により、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。サブ・ファンドの純資産価格は外貨建てで算出されるため、また組入有価証券等が外貨建てであるため、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。サブ・ファンドの主な投資リスクは以下の通りです。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）および請求目論見書をご覧ください。

主な投資リスク

投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はありません。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがあります。

信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合があります。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼします。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性があります。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高くなります。

外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがあります。1口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合があります。

金利リスク

金利およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落します。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させます。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなります。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもあります。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドはその代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがあります。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがあります。

カントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクです。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合があります。

低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合があります。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっています。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映しています。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴います。

資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合があります。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなります。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらします。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられます。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらす、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性があります。損失を一定の金額に抑えようとする一定の指示がなされた場合であっても、市場によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合があります。オプションの取引はまた、高度のリスクを伴います。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴います。売り手の受領するプレミアムは固定されていますが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがあります。

コモディティに関するリスク

商品取引を源泉とする投資対象は、政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合や、テロ行為その他犯罪活動により商品の供給体制が影響を受ける場合など、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴います。また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性があります。

ストック・コネクト制度に関するリスク

ストック・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が避的効力をもたらす場合があります。また、ストック・コネクトには取引額に制限があります。ストック・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国A株への投資やストック・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ハイテク新興市場（スターボードおよびチャイネクスト）への投資に関するリスク

上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）への投資により、重大な損失を被る可能性があります。これらの市場に上場している企業は事業規模が小さい新興企業のため、流動性や株価変動性、回転率が大きく、より大きなリスクがあります。また、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。企業の収益性や資本規制などに関する市場基準は厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。

ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクトの規則が変更された場合には避的効力をもたらす場合があります。中国本土の金融当局がCIBMにおける口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるCIBMへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてCIBMに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はありません。

上記以外にも、主に以下に示すような各サブ・ファンドの投資対象や投資方針に基づく固有のリスク要因により、サブ・ファンドの純資産価格が変動し損失を被る場合があります。またリスク要因は上記および以下に限られるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）および請求目論見書をご覧ください。

●流動性リスク、●デリバティブリスク、●クレジット・デフォルト・スワップ・リスク、●小型および超小型証券リスク、●新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

その他の留意点

サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

サステナビリティ・リスクおよびサステナビリティ・リスク管理

サステナビリティ・リスク

マスター・ファンドの運用会社は、各サブ・ファンドのマスター・ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資対象の価値およびリターンに実際には潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。環境リスクの例としては、気候変動による洪水の発生可能性の増加、および関連する海面上昇が挙げられます。洪水は、不動産会社および保険会社等、さまざまな発行体に影響を与え、かつ当該企業への投資価額に悪影響を与える可能性があります。社会的リスクの例として、児童労働等の不適切な労働慣行の存在が挙げられます。かかる慣行を用いていることが判明した企業、またはそのような慣行を用いていることを認識しているサプライヤーと契約した企業は、適用法に違反している可能性があったり、市場から否定的にみなされる可能性があります。ガバナンス・リスクの例として、性別多様性を確保する必要性が挙げられます。企業の報告で多様性の欠如が示された場合、または性別による業務上の差別が報道された場合、当該企業に対する市場心理に悪影響を及ぼし、かつその株価に影響を及ぼす可能性があります。また、持続可能な業務および慣行を保護または奨励するための新たな規制、税制または業界基準が導入されるリスクがあり、かかる変更は、新たな要件への適応が不十分とみなされる発行体に悪影響を及ぼす可能性があります。

サブ・ファンドのマスター・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有することがありますが、投資対象銘柄の選択にサブ・ファンドのマスター・ファンドの運用会社により選定されたサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成します。これらのサブ・ファンドのマスター・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるサブ・ファンドのマスター・ファンドは、例えば、環境的、社会的またはガバナンス慣行のある側面の改善のために企業へ関与することを目的としているような、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業に投資する可能性があります。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展しています。したがって、特定のサブ・ファンドのマスター・ファンドの持続可能な投資特性および投資者への説明方法は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性があります。

サステナビリティ・リスク管理

各サブ・ファンドの投資判断決定プロセスには、その他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれます。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。

サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは、以下のものを含みます。

- 一環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害。
- 一社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題。
- 一ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠。

- 一規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制、または業界基準が導入されることがあります。

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。投資運用会社は、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを（関連するその他の留意事項と併せて）評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。また、投資運用会社は、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、投資運用会社は、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかと投資運用会社が判断しているかに応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗黙的に、その潜在的影響を織込むよう努めます。

かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準および投資運用会社自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体の投資ポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についての投資運用会社の見解が示されます。

管理会社のリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、投資ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、ウェブサイト (<https://www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures>) をご参照ください。

お申込みメモ等

株式会社SMBC信託銀行でお申込みの場合

| | | | |
|------------|--|----------------------|---|
| 購入(申込み)単位 | クラスA受益証券/クラスA毎月分配型受益証券 共通 | | |
| | 申込通貨 | 当初お申込単位 | 追加お申込単位 |
| | \$ | 3,000米ドル以上1米セント単位 | 100米ドル以上1米セント単位 |
| | € | 3,000ユーロ以上1ユーロ・セント単位 | 100ユーロ以上1ユーロ・セント単位 |
| | AUD | 3,000豪ドル以上1豪セント単位 | 100豪ドル以上1豪セント単位 |
| | ¥ | 50万円以上1円単位 | 1万円以上1円単位 |
| | ※申込通貨、毎月分配型の有無、為替ヘッジ方針は、サブ・ファンドによって異なります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 | | |
| 購入(申込み)価格 | 名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格 ※名義書換事務代行会社であるHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが受領した取引日です。 | | |
| 購入(申込み)代金 | 通常、申込日に申込金額等の引落としを行います。代金の支払は、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとします。 | | |
| 換金(買戻し)単位 | 1口以上100分の1口単位 | | |
| 換金(買戻し)価格 | 原則として、名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した取引日に計算される1口当たり純資産価格 ※名義書換事務代行会社であるHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが受領した取引日です。 | | |
| 換金(買戻し)代金 | SMBC信託銀行を通じて、買戻請求が行われ、または行われたとみなされる取引日(同日を含みません。)から原則として4取引日以内に支払われます。代金の支払は、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとします。 | | |
| 換金(買戻し)の制限 | 取引日における買戻請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻請求の全部または一部の処理が延期されることがあります。かかる削減された当該取引日における買戻請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻請求として取扱われます。当該制限は、当該取引日に有効な買戻請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻請求の割合は、当該全受益者について平等です。 | | |
| 申込/買戻締切時間 | 申込/買戻受付時間は、通常、原則として取引日の午後3時まで(日本時間)とします。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとします。継続申込期間における申込みについて、申込日が取引日でない場合、管理会社に対する購入申込みまたは買戻請求は翌取引日の取扱いとします。 (注)取引日とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいいます。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されません。また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日です。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできます。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができます。なお、海外における休日その他の理由により、日本においてご購入および買戻しを取扱うことが適当でない代行協会が判断する日には、例外としてお申込みの取扱いを行わない場合がありますのでご注意ください。 | | |
| 税金 | ファンドは税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。 (注)ただし、税制等の変更により、これと異なる取扱いがなされる可能性があります。 | | |
| 決算日 | 毎年9月30日 | | |
| お申込場所 | 株式会社SMBC信託銀行 (注)株式会社SMBC信託銀行は、日本における販売会社が指定する販売取扱会社です。 | | |
| インターネット取引 | 可 | SMBC信託銀行・ホームページ | https://www.smbctb.co.jp |

その他の留意事項

- インターネット取引によるお申込みについては、投資信託説明書(交付目論見書)および請求目論見書をご覧ください。
- お申込みの際には、「外国証券取引口座約款」に基づき、外国証券取引口座を設定していただく必要があります。
- SMBC信託銀行により、取扱いが停止となることがあります。詳しくは、SMBC信託銀行にお問い合わせください。

投資信託のお申込に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)等をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。

クラスA受益証券/クラスA毎月分配型受益証券 共通の諸費用

ご購入時にお客様に直接ご負担いただく費用

申込通貨

| 通貨 | 10万未満 | 10万以上30万未満 | 30万以上100万未満 | 100万以上 |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| \$ | 10万米ドル未満 | 10万米ドル以上30万米ドル未満 | 30万米ドル以上100万米ドル未満 | 100万米ドル以上 |
| € | 10万ユーロ未満 | 10万ユーロ以上30万ユーロ未満 | 30万ユーロ以上100万ユーロ未満 | 100万ユーロ以上 |
| AUD | 10万豪ドル未満 | 10万豪ドル以上30万豪ドル未満 | 30万豪ドル以上100万豪ドル未満 | 100万豪ドル以上 |
| ¥ | 1,000万円未満 | 1,000万円以上3,000万円未満 | 3,000万円以上1億円未満 | 1億円以上 |
| お申込手数料 | 3.30% (税抜3.0%) | 2.20% (税抜2.0%) | 1.65% (税抜1.5%) | 1.10% (税抜1.0%) |

※外貨建てのサブ・ファンドを円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

管理報酬等

| ユーロ・シリーズ | | ニューマーケット・シリーズ | | グローバル・シリーズ | |
|--------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| ユーロ・ボンド | 年率 1.60% | アジア・ボンド | 年率 2.00% | グローバル・ハイイールド | 年率 1.90% |
| ユーロ・バランス | 年率 2.00% | エマージング・ボンド | 年率 2.30% | イールド・エクイティ | 年率 2.00% |
| ユーロ・エクイティ | 年率 2.35% | グレーター・チャイナ・エクイティ | 年率 2.35% | コモディティ | 年率 2.40% |
| ヨーロッパ・サステナブル | 年率 2.35% | BRIC・エクイティ | 年率 2.35% | ウェルス・プリザベーション | 年率 2.30% |

管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および代行協会員は、全体で上記記載の年率を上限として各サブ・ファンドから報酬を受け取ります。

●ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドの管理報酬等は各関係法人の合意に基づき、当面の間、**年率1.25%**を上限とします。●グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの管理報酬等は各関係法人の合意に基づき、当面の間、**年率1.60%**を上限とします。

(注)2021年3月31日付で、ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティは、ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブルに名称変更しました。

保管報酬

当該報酬は実費が計上されるため予め料率および上限額を示すことができません。

その他の費用

その他費用合計額(管理費用、報酬、サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等(除く成功報酬)を含む)上限:**年率0.50%**

ファンドに請求される費用には次のものが含まれます。

ファンド資産および収益に課せられる税金、銀行手数料、支払代理人が適切に負担した報酬、費用および合理的実費*、法律関係費用、代行協会員および日本における販売会社の合理的諸費用、法定書類等の作成・印刷費用等のすべての管理費用・報酬等をファンドより実費として間接的にご負担いただけます。ただし、これらは実費が計上されるため予め料率および上限額を示すことができません。

*HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが行った業務に関して、関連する業務契約に基づき請求されるあらゆる報酬、費用および実費は、管理会社が負担します。

マスター・ファンド手数料等の内訳を以下に記載していますが、管理会社はその他費用合計額が上限年率**0.50%**を超えないように、管理報酬の全部、または一部を放棄します。

●マスター・ファンドの報酬および費用の内訳

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は、運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができません。

管理運用報酬:なし/保管報酬:上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用/ファンド事務管理報酬:上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用/ルクセンブルグの税金:年率0.01%/その他の報酬・費用:運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではありませんが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼします。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

買戻し時にお客様に直接ご負担いただく費用

ありません。

信託財産留保額

ありません。

転換に関する留意事項

- 日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻請求および購入申込みを一括して行う取引をいいます。
- シュローダー・セレクション内のクラスA受益証券間で転換が可能です。
- SMBC信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されません。
- 日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)および請求目論見書をご覧ください。

税、その他

- お申込手数料等に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

ファンドの関係法人の概要

| | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 管 理 会 社 | シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ |
| 主 支 払 事 務 代 行 会 社 | HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ |
| 名 義 書 換 事 務 代 行 会 社 | |
| 投 資 運 用 会 社 | シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド |
| 為 替 オ ー バ ー レ イ 業 務 提 供 会 社 | HSBCバンク・ピーエルシー |
| 保 管 受 託 銀 行 | J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店 |
| 代 行 協 会 員 | SMBC日興証券株式会社 |
| 日 本 に お け る 販 売 会 社 | SMBC日興証券株式会社 他 |
| 販 売 取 扱 会 社 | 株式会社SMBC信託銀行 |

●本資料は商品説明用に作成されたものであり、法令に基づく開示書類ではありません。●受益証券の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りの上、内容をご確認ください。●ファンドは投資信託であり、純資産価格はファンドに組み入れられる有価証券等の値動きによる影響を受け下落または上昇し、投資元本を割り込むことがあります。したがって元本が保証されているものではありません。投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、ファンドは、投資者保護基金の規定に基づく支払の対象ではありません。●過去の運用実績は将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。受益証券の価格および分配金は下落または上昇し、受益者は投資した元本のすべてを回収することができない場合があります。投資による損益はすべて受益者に帰属します。●本資料にある受益証券の販売は、欧州連合またはそのいかなる構成国において促進されるものではありません。ファンドへの投資はリスクをとめない、これらは投資信託説明書（交付目論見書）に詳述されています。●本資料は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイにより作成されたものです。シュローダーとは、シュローダーplcおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および、関連会社等を意味します。

S M B C 信託銀行における投資信託取引に関する注意事項

投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、S M B C 信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託は、元本・利回りの保証はありません。また、米国税法上の米国人（米国市民、米国居住者またはグリーンカード保有者）は、居住・非居住にかかわらず投資信託の取引申込みができません。また、非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様についても同様となります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託のお申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）等をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

運用は

PRESTIA

株式会社S M B C 信託銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Schroders

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド